



八 監 第 2 1 8 号

令 和 5 年 8 月 2 1 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 大 塚 裕 介

令和4年度監査（総務部）の結果に基づき又は当該監査の結果
を参考として講じた措置の公表について

令和4年12月28日付け八監第380号により提出した令和4年度監査
（総務部）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置につい
て、地方自治法第199条第14項の規定により八千代市長から通知がありま
したので、当該通知に係る事項について次のとおり公表します。

対象機関	区分	所見及び措置内容
危機管理課	指摘事項	<p>1 物品管理事務の手續について</p> <p>【所見】 物品の廃棄処分について、八千代市財務規則（平成8年八千代市規則第15号）第278条及び第279条第1項の規定により、財産管理者は、物品の不用の決定をした上で、物品の廃棄処分をしなければならないが、不用の決定の手續を行わずに廃棄処分していた。</p> <p>また、前年度監査においても同様の事例が認められていたことから、今後は、適切な物品管理事務を行われたい。</p> <p>【措置内容】 物品管理事務の手續きとして、物品の不用の決定をしたうえで廃棄処分を行うことといたしました。</p> <p>今後は、適切な物品管理を行ってまいります。</p>
戸籍住民課 (連絡所)	指摘事項	<p>1 物品管理事務の手續について</p> <p>【所見】 購入価格が10,000円未満の物について、八千代市財務規則（平成8年八千代市規則第15号）第268条第1項の規定により、購入価格が10,000円未満の物（一部の図書を除く。）は、消耗品に分類しなければならないが、備品として管理されていた。</p> <p>また、前年度監査においても同様の事例が認められていたことから、今後は、適切な物品管理事務を行われたい。（睦連絡所）</p> <p>【措置内容】 購入価格が10,000円未満の物につきましては、備品ではなく消耗品として管理することとし、備品一覧表の該当箇所及び備品台帳を削除いたしました。</p> <p>今後は同規則に基づき、適切に物品管理事務を行ってまいります。</p>
職員課	指摘事項	<p>1 物品管理事務の手續について</p> <p>【所見】 購入価格が10,000円未満の物について、八千代市財務規則（平成8年八千代市規則第15号）第268条第1項の規定により、購入価格が10,000円未満の物（一部の図書を除く。）は、消耗品に分類しなければならないが、備品として管理されていた。</p> <p>また、前年度監査においても同様の事例が認められていたことから、今後は、適切な物品管理事務を行われたい。</p> <p>【措置内容】 購入価格が10,000円未満の物品につきましては、該当物品を備品台帳から削除し、残存しない物品については不用の決定をした上で、廃棄処分をいたしました。</p> <p>今後につきましては、物品の棚卸作業等を実施し、適切な物品管理事務を行ってまいります。</p>